

タイ 注目高まる民政移管へ向けた動き

SMBC Asia Monthly

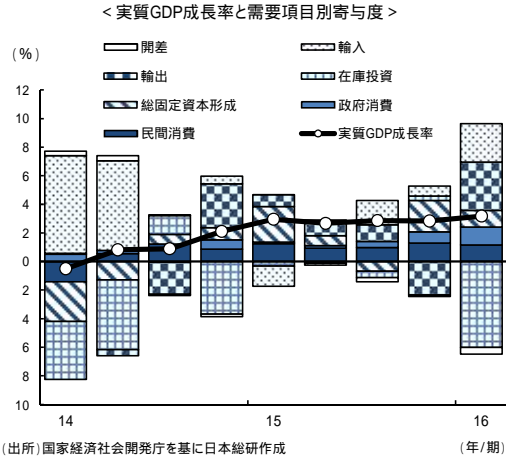
日本総合研究所 調査部
 研究員 塚田 雄太
 E-mail : tsukada.yuta@jri.co.jp

1～3月期、景気は政府消費の拡大と訪タイ観光客増がけん引

2016年1～3月期の実質GDPは前年同期比+3.2%と、15年10～12月期(+2.8%)から加速し、13年1～3月期(+5.2%)以来の高い伸びとなった(右上図)。需要項目別にみると、年末の個人所得税控除政策による駆け込み需要の反動減や干ばつ被害による農業所得の落ち込みにより個人消費が低調だったほか、公共事業の押し上げ効果一巡により総固定資本形成が伸び悩んだ。一方、15年後半以降の景気刺激策に伴う政府消費の拡大や訪タイ観光客増加による堅調なサービス輸出が成長率を押し上げた。

もっとも、4～5月の景気はやや弱含んでいる。内需では、民間消費指数(季節調整済後方3カ月移動平均)が1～3月比+1.0%と持ち直しの動きを見せているものの、民間投資指数(季節調整済後方3カ月移動平均)は1～3月比0.8%と減少している。また、外需についても輸出数量指数が前年同期比4.6%と1～3月の+1.1%から減少に転じたほか、訪タイ観光客数も同+8.7%と1～3月(+15.5%)から減速した。

先行きを展望すると、世界景気の回復ペースが緩慢にとどまるなか、輸出の大幅な持ち直しは期待しづらいであろう。一方、内需は低インフレの持続やインフラ関連プロジェクトの本格化、政府の景気刺激策効果の発現が下支えすると見込まれ、総じてみれば、成長率は+3.0%前後で推移すると予想される。



8月7日に新憲法草案の国民投票を実施予定

政治面では、民政移管に向けた動きに注目が集まっている。16年3月29日、国軍が主導する治安当局の顧問で法律家のミーチャイ氏が委員長を務める新憲法起草委員会は、新憲法の最終草案を内閣に提出した(右下表)。新草案では、上院の全議席を軍が発足させた国家平和秩序評議会が任命するほか、首相は総選挙前に各政党が公表する首相候補者リストから議員が投票で選ぶものの、その投票結果で決着しない場合、軍が首相を送りこめる制度とされた。8月7日に、この新草案に対する国民投票が実施される予定となっている。プラユット首相は新草案が否決された場合も17年7月に総選挙を実施するスケジュールは変更しない方針を表明しているが、その際にどのように新憲法を制定するかは明らかにしていない。今回の新草案も内閣の意向が強く反映されており、非民主的との批判は強い。こうした状況下で新憲法の制定を強行すれば、反発が一段と強まることは必至である。同国が混乱なく民政移管を達成し、安定的な経済成長へ向かうことができるか否か、今後の動向を注視する必要がある。

<民政移管への想定スケジュール>

時期	主な内容
15年	9月: 6日、改革評議会、新憲法草案否決
	10月: 5日、新憲法起草委員会に21人を任命。委員長は国軍が主導する治安当局顧問の法律家ミーチャイ氏が就任。
16年	1月: 29日、新憲法起草委員会が新憲法の一次草案を公表
	2月: 15日、国家平和秩序維持団、内閣、国家立法議会、国家改革推進会議が、新憲法起草委員会に修正項目を提出 17日、選挙委員会が国民投票を7月31日に実施することを決定
	3月: 29日までに新憲法起草委員会、最終草案を策定
	6月: 7日、国民投票実施
17年	7月: 民政移管へ向けた総選挙
	6月以降: 民政移管、新政権発足。

(出所) 各種報道を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。